

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十七）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

前日に続いて雨天だった10月22日10:27～10:47、四年目に入った神奈川最賃裁判第17回が開かれた。恒例の裁判所前宣伝活動に続いて、84席の傍聴券抽選の行列は83人で、抽選無し。抽選時限に遅れた人が7名で、傍聴席は満席になった。

開廷後まず、被告準備書面(11)と原告準備書面(13)の提出が確認され、ついで38歳男性現職タクシー運転手の以下概要の原告陳述があった。<パソコン関連会社正社員、商業派遣社員、発電機コンプレッサーのリース会社正社員、いずれも苦境に追い込まれてそこから転職、2007年に現職に就く。08年リーマンショック、11年東日本大震災の影響下、売上不振が著しく、売上30万未満で歩合45%がつかず基本給12.6万円のみ、夏冬のボーナスも無しの現状。最賃を割っているタクシー業界のこの状態に憤って、訴訟に参加。労働者が置かれている苦しい現実を目を背けずに、最低賃金を1000円以上とする判決を>

それから、田淵弁護士の準備書面(13)に拠る説明が為された。被告準備書面(11)は<最賃金額決定の行政行為は、法的に十分に許容される「裁量」の範囲だ>と言うばかりで、原告の[最賃<生保]の逆転解消はないとの主張への反論にはなっていないとの説明である。

以下、裁判長と田淵弁護士とのやりとり一石井「原告の立証計画は？」 田淵「原告の逆転不解消論に対する被告の明確な反論が無ければ…」 石井「反論は為されている」 田淵「被告側の反論がもう無いのならば次回までに立証計画を提出する」 石井「11月25日までに立証計画提出を。次回裁判は12月15日午前10時半。」

閉廷後、約1時間の報告集会、それから裁判所周辺から横浜市役所に至る昼休みデモで、この日の行動は終わった。報告集会で注目された三つの発言を記しておく。

一つは裁判長の訴訟指揮を巡る小賀坂弁護団長の解説である。<前回裁判で、最賃生保逆転現象解消との明確な反論をと被告に要求して今回裁判になったのに、今回はもう反論は必要無しとの訴訟指揮であった。裁判所が、逆転解消問題について、論点の存在は了解しているが、内容的に理解してはいないということ。>

もう一つは、傍聴に参加した国公労連宮垣委員長の発言（中央単産幹部が傍聴に参加したのは生協労連に続き2人目で、神奈川の闘いの広がりの一つの現れと私は受け止めた）。<政府は、国家公務員の賃下げを地域差拡大の方向で進めている。沖縄等の民間低賃金12県の調査に基づき、2%賃下げを行い、その原資で東京などを引き上げる策だ。またタクシー規制緩和による業界の困難に対しては、鉄道バス等他の公共交通機関に対すると同様の補助金を出して、最賃引き上げに対応すべきなのに、そうしていない。> 「日本経済再興」に不可欠な賃上げに政府が直接介入できるのは、最賃制と国家公務員の賃金であるのに、全国一律的な賃上げ政策選択をしていない安倍内閣の現状に、私は改めて矛盾を感じた。

三つ目は、生活と健康を守る会からの生保基準引き下げ（最大10%、平均6%）に対する抵抗闘争（審査請求 違憲訴訟）の発展の報告であった。我々の最賃訴訟が、[最賃<生保基準]逆転現象の最賃法9条3項による解消を一つの要としていることからしても、注目される闘争展開であった。この生健会、最賃訴訟原告団に年金引き下げと闘う年金者組合を加えた、国民の生活権を謳う憲法25条に拠る三者の連帯共同闘争のアピールが改めて為され

もした。

ところで、裁判原告事務局では、傍聴希望者に裁判関係書類を毎回印刷配布する労をとっているのだが、今回も上述の二つの準備書面（被告（11） 原告（13））のほか、10月7日付けの被告「上申書」が配布された。準備書面は、裁判官がそこで提起されている論点に対応すべき書面だが、上申書は「聞きおく」ことで済ませて構わぬ性質の書類だそう。しかし今回の「上申書」は「貴裁判所におかれては、速やかに弁論を終結するよう上申する次第」を結語とするもので、今回裁判の「被告反論必要無し」との裁判長訴訟指揮に影響を与えていると私は理解した。そこで、この8頁の上申書の要約をここで紹介しておく。

上申書は、まずこの裁判の初期に被告が固執した主張「原告らの本件訴えは不適法として却下されるべき」との主張を繰り返す。曰く地域最賃金額決定行為は「一般的抽象的な規範を定立する行為であるから」行政取消訴訟の対象となるような「処分性は認められない」、原告らは原告適格性を有しない、申請を前提としない行政行為の義務付け訴訟の要件たる「重大な損害を生ずるおそれ」がないとの主張である。

そのうえで「本案の主張は尽くされている」として「速やかに弁論を終結さるべき」と上申する。昨年11月27日の12回裁判で「原告らは、主張は尽くしたので立証計画書を提出する旨」述べたのに、「現在においても、人証申請、陳述書の提出を行なって」おらず、最賃一生保水準比較の被告の「計算方法が不合理である旨の主張」を繰り返している、被告の「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることを法9条3項は予定して」いないとの主張に対して、原告は「独自の解釈に基づく主張を繰り返すばかり」で「これ以上、期日を重ね主張のやりとりをしたところで、争点が整理されるとは思わない」との主張だ。

この、原告主張が「全ての労働者について」最賃＝生保となるようにとの「独自の解釈」だという被告の言い方に、私は猛烈な反感を覚える。いかなる主張もいずれも独自特殊なものであるところ、わざわざ「独自」と表現して、原告主張が何か並はずれた破格の論理のものとのニュアンスを含ませている。しかし、不公正非科学的な比較技法を裁量の範囲と強弁する被告の主張こそ、並はずれた破格の論理なのだ。

「全ての労働者」についていえば、原告側の主張は二重の意味でそういうことではない。まず単身労働者についての比較を前面に論じていて、シングル・マザーなど扶養家族を抱えている労働者については、当面は最賃＝生保とならず最賃金額千円以上でもって「逆転解消」に一步でも近づくことを要求している。また単身労働者についても、公正・科学的比較技法に基づけば、最賃時給1500円近くまで引き上げねば最賃＝生保とならぬところ、当面千円以上と節欲した要求にしているのだ。逆に、被告国側の主張の中には、生保の生活扶助基準の比較の場合に、34%しかカバーしない加重平均値をとるなど（傍聴記8）参照、その「全ての労働者」を最賃＝生保とする必要はないとの裁量は、7割つまり大部分の労働者が適用にならなくて構わぬとの主張なのである。そんな主張を司法に是認させてはならない。

と、ここまで書いたところ、畏友＝伍賀一道さんの新著『「非正規大国」日本の雇用と労働』（新日本出版社刊）が宅急便で届いた。その302頁「最低賃金の実質化」の節にある叙述を引用して今回の傍聴記を閉じることにしたい。—「2011年6月、神奈川県内の労働者68人が「生活保護を下回る最低賃金額は違憲」として1000円への引き上げを求めて横浜地裁に提訴した。生存権保障と労働権保障を結合した新たな裁判闘争である。この最低賃金裁判

に勝利することは、「家計補助型」パートを前提にした現行最低賃金水準からの脱却に向けた大きな手がかりとなる。」